

# 令和6年度石川県献血推進計画

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（平成15年7月30日施行。「新血液法」）第9条に規定する血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針及び第10条に規定する国の献血推進計画に基づき、本県における令和6年度の献血の推進に関する計画について定めるものである。

## 1 関係者の役割

県、市町及び石川県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、協力して、献血の必要性について広く県民の理解を求め、献血推進運動を展開する。

(1) 県は、献血に関する県民の理解を深めるための啓発や献血組織の育成など、献血を推進していくために必要な施策を実施するとともに、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう協力する。

(2) 市町は、国及び県と協力して、献血に関する住民の理解を深めるため普及啓発等を実施するとともに、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう、献血会場の確保等に協力する。

(3) 血液センターは、国、県及び市町が行う献血推進の取組に積極的に協力するとともに、県と協議のうえ献血受入計画を作成し、献血受入体制を着実に整備し、献血者の受入に関する目標を達成するための措置を講ずる。

## 2 献血目標

令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量及び目標献血者数は、次のとおりとする。若年層の献血者確保は、将来の献血基盤の確保の観点から非常に重要であるため、目標とする年代別献血者数を定める。

(1) 令和6年度の献血目標（表1） ※（ ）内は令和5年度目標値

① 血液量		<u>20,876</u> リットル ( <u>18,959</u> リットル)
[ 内 訳 ]	全血献血	10,990 リットル (10,522 リットル)
	成分献血	9,886 リットル (8,437 リットル)

② 献血者数 45,800 人  
(41,840 人)

[ 内 訳 ]

200mL 献血	850 人 (790 人)
400mL 献血	27,050 人 (25,910 人)
成分献血	17,900 人 (15,140 人)

(2) 月別献血目標 (表2)

(3) 年代別献血目標 (表3)

3 供給計画 (表4) ※ ( ) 内は令和5年度計画値

令和6年度の輸血用血液製剤等の供給計画は、次のとおりとする。

(1) 輸血用血液製剤 137,000 単位 (換算量 6,900 リットル)  
(129,000 単位 (換算量 6,840 リットル))

[ 内 訳 ]

全血製剤	0 単位 (換算量 0 リットル) (0 単位 (換算量 0 リットル))
------	--

成分製剤	137,000 単位 (換算量 6,900 リットル) (129,000 単位 (換算量 6,840 リットル))
------	--

(2) 血漿分画製剤用原料血漿確保目標

血 漿	<u>12,521 リットル</u> ( <u>11,355 リットル</u> )
-----	--

4 献血推進事業計画

(1) 献血推進協議会等の開催

ア 石川県献血推進協議会の開催  
次年度の石川県献血推進計画等について協議を行う。

イ 市町及び保健所献血担当課長会議の開催  
献血事業の諸問題及び市町献血計画等について協議を行う。

## (2) 献血の受入体制

血液センターは、次の献血場所及び献血車により献血を受け入れる。

また、県及び市町は、献血車による献血等の日程調整、そのための公共施設の提供等献血の受入に協力する。

ア 献血ルーム	くらつき	日曜、祝休日を除く毎日受付
イ 献血ルーム	ル・キューブ	月曜日を除く毎日受付（祝休日の場合開設）
ウ 移動献血車		市町、公共施設、事業所等で受付

## (3) 広報活動

県は、市町及び血液センターと連携して、献血について、広く県民の理解と協力を得るため、次の広報活動を実施する。

ア 愛の血液助け合い運動  
イ 年末年始愛の血液助け合い運動  
ウ はたちの献血キャンペーン  
エ 県、市町の広報による広報活動  
オ 報道機関への資料提供による広報の実施  
カ 献血啓発用チラシ、パンフレット等の作成、配布  
キ 公立図書館等での啓発しおりの配布（中学生献血ポスターの活用）  
ク バス車内広告の実施（中学生献血ポスターの活用）  
ケ ホームページを利用した広報の実施

## (4) 若年層の献血推進

県及び血液センターは、市町と連携して、若年層の献血への意識を醸成し、参加意欲を向上するため、次の啓発事業等を行う。

ア 小学生を対象とした夏休みふれあい体験学習  
イ 中学生を対象とした献血ポスターコンクールの実施  
（優秀作品をバス車内広告、啓発しおり・パンフレットに活用）  
ウ 高校生を対象とした普及啓発  
（ア）高校生用献血読本の配布  
（イ）献血セミナーの開催  
（ウ）高等学校献血指導者研修会（仮）  
エ 大学生等若年層を対象とした普及啓発  
（ア）大学祭開催時における啓発  
（イ）各種学校、大学等での献血推進ボランティア等の育成  
（ウ）各種学校、大学等での献血セミナーの開催

(I) はたちの集い等における二十歳を迎えた若者への啓発

(5) その他の普及啓発活動の実施

血液センターは、県及び市町と連携して、県内で開催される各種イベントに採血車を現地に配車し、献血への協力を呼びかけるとともに献血思想の普及啓発に努める。また、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことを普及啓発資料等で周知する。

(6) 献血推進組織の育成及び献血の推進

県及び血液センターは、献血推進団体等の育成と連携強化に努め、地域、職域、学域における献血推進を図る。

ア 献血推進団体との連携推進

血液センターは、献血推進団体の協力を得て、献血者及び献血会場の確保等に努めるとともに、当該団体に対し献血に関する情報提供等を継続的に実施するなど支援を行う。

イ 企業・事業所・団体（以下「企業等」）における献血の推進

血液センターは、献血に積極的に参加・協力する企業等である献血サポーター（登録企業等：令和5年12月末現在415件）の周知を図り、参加企業等の増加に努めるとともに、県と連携して、次の取組により企業等における献血の実施拡大に努める。

(ア) 企業等に献血推進を呼びかけ、従業員、特に若年層におけるボランティア活動としての献血協力への支援を要請

(イ) 企業等に向けた献血セミナーの実施

(ウ) 献血会場の周辺事業所等への協力呼びかけ

ウ 保健所、市町との連携強化

血液センターは、保健所及び市町と連携を図るため、献血に関する意見交換会を開催するとともに、地域における献血推進の普及啓発への協力を依頼する。

エ 献血推進ボランティアの育成強化

血液センターは、献血推進ボランティアを随時募集し、応募者の研修実施後に、献血ルームでの献血者への対応や複数回献血への協力呼びかけ等を行っていただく。

オ 学生献血推進委員会との連携強化

血液センターは、石川県学生献血推進委員会と連携し、若年層に献血の重要性を積極的に情報発信する。

(7) 血液製剤の安全性確保対策

血液センターは、全ての献血血液に対して、血液型や各種ウイルス抗原・抗体検査を行うとともに、より感度の高い核酸増幅検査（NAT）により、血液製剤の安

全性の確保・向上を図るほか、次の安全確保対策を実施する。

- ア 新鮮凍結血漿の貯留保管の実施
- イ 保存前白血球除去の導入（成分献血由来、全血献血由来）
- ウ 健康な献血者を確保するための、献血時における問診の強化
- エ 輸血後移植片対宿主病（GVHD）予防のため放射線照射血の供給
- オ 400mL 献血及び成分献血の推進
- カ 感染症の検査を目的とした献血を行わないことの周知徹底
- キ 細菌汚染防止を目的とした初流血液の除去
- ク 献血受付時の本人確認の実施
- ケ 核酸増幅検査（NAT）によるE型肝炎ウイルス検査の実施

#### （8）複数回献血の推進及び献血 web 会員サービス「ラブラッド」（以下「ラブラッド」）会員の確保

血液センターは、県の協力を得て複数回献血の重要性や安全性について県民に周知するとともに、複数回献血への協力を呼び掛け、年に複数回の 400mL 献血及び成分献血を推進する。また、必要な時に献血者を確保し安全な血液製剤を安定的に供給するとともに、複数回献血協力者の確保や献血予約を推進するため、電子メールやSNS等で連絡が可能な献血者の「ラブラッド」への登録を次のように推進する。

##### ア ラブラッドの普及啓発

- (ア) 献血受付での「ラブラッド」会員登録勧奨
- (イ) 献血協力団体等に対して積極的な普及啓発
- (ウ) 血液センターホームページ等での周知

##### イ 「ラブラッド」会員へのサービス

- (ア) 電子メールやSNS等によりイベントや献血協力依頼等の情報発信
- (イ) 特別試写会等会員限定イベントの実施
- (ウ) 献血予約の受付
- (エ) 献血の事前問診への回答
- (オ) ポイント制度の実施
- (カ) 血液検査結果の閲覧（アプリ、Web）

#### （9）献血の受入れ環境の整備

血液センターは、献血者が安心して献血できる環境の整備と献血者の利便性の向上のため、次の取組を推進する。

##### ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- (ア) 献血受入時の丁寧な対応並びに献血できなかつた方に対する分かり易い説明とその後の献血につながるための配慮
- (イ) 初回献血者等には、採血区分（200ml、400ml、成分採血）や安全性を丁寧に説明し、献血者の意思を尊重（医療需要に応じた採血区分への協力要請は可）
- (ウ) 献血者の安全を確保するための事前説明（採血手順や採血後の留意事項等）の徹底及び採血時の安全性確保

- (I) 献血者の個人情報保護及び献血者健康被害救済制度の適切な運用
- (O) 献血ルーム等における献血者に安らぎを与える環境づくりや採血後の休憩スペースの十分な確保

イ 献血者の利便性の向上

- (A) 地域の実情に応じた移動採血車による計画的な採血、企業等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供
- (I) 献血者が利用しやすい献血受入時間の設定
- (O) 待ち時間を短縮するため事前予約の拡大

ウ 健康管理サービスの実施

- (A) 献血者に対する検査サービスの実施・充実
- (I) ヘモグロビン濃度や生化学検査等の結果を活用した献血者への健康指導及び健康相談の実施

(10) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ献血者に対し、本人の意向を踏まえ登録依頼を行うとともに、Rh(-)の血液型の献血者の組織化を推進し、必要時に献血を依頼する。

(11) 献血者に対する顕彰等

県、市町及び血液センターは、献血推進に功績のあった個人、団体等を顕彰する。また、自発的な無償供血に抵触しない範囲において記念品を贈呈する。

- A 献血成績優良団体等に対する知事及び日本赤十字社支部長感謝状の贈呈
- I 献血参加者への記念品等の贈呈

(12) 血液製剤の使用適正化の推進

県及び血液センターは、血液製剤の使用の適正化を図るため次の事業を行う。

- A 石川県合同輸血療法委員会の開催
- I 医療機関に対する輸血用血液に関わる副作用情報等の収集・提供
- U 医療機関の輸血療法委員会への協力

(13) 血液製剤の在庫不足時の対応

県及び血液センターは、常に血液製剤の在庫状況を把握し、血液製剤の不足が予測される場合は、連携して県民に情報を提供し、献血者を確保する。

(14) 災害時等における血液の確保等

県、市町及び血液センターは、お互いに連携し災害時における血液の確保に努める。

- A 石川県地域防災計画に基づく輸血用血液の供給体制の速やかな立上げ
- I 災害発生時にあっては、必要とされる血液量の把握と広域的な献血の確保
- U 新興感染症等のまん延下にあっても、安全・安心な献血環境の保持及び献血者への感染防止の徹底並びに県民への献血協力の呼びかけの実施

表1 近年の献血状況

年度 区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度 目標
		献 血 者 数 (人)	200mL	1,751	1,328	1,344	1,409
400mL	27,408		26,734	26,691	26,716	26,457	27,050
成分	15,993		17,124	16,526	16,495	16,029	17,900
計	45,152		45,186	44,561	44,620	43,738	45,800
献 血 量 (ℓ)	全血	11,313	10,959	10,945	10,968	10,833	10,990
	成分	8,480	9,537	9,329	9,409	8,958	9,886
	計	19,793	20,496	20,274	20,377	19,791	20,876

表2 令和6年度月別献血目標

項目 月	令和6年度 献血目標 (人)	内 訳 (人)		
		200mL	400mL	成分
4月	3,771	62	2,240	1,469
5月	3,843	63	2,235	1,545
6月	3,762	63	2,217	1,482
7月	3,833	67	2,218	1,548
8月	3,839	75	2,226	1,538
9月	3,736	71	2,179	1,486
10月	3,921	83	2,332	1,506
11月	3,795	82	2,242	1,471
12月	3,927	76	2,348	1,503
1月	3,863	73	2,282	1,508
2月	3,589	79	2,163	1,347
3月	3,921	56	2,368	1,497
計	45,800	850	27,050	17,900

表3 近年の年代別献血状況

年齢別	R4年度		R5年度見込		R6年度目標	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
16～19歳	2,077	4.7	2,274	5.2	2,405	5.3
20～29歳	6,138	13.8	5,948	13.6	6,186	13.5
30～39歳	6,281	14.1	5,730	13.1	7,131	15.6
40～69歳	30,124	67.4	29,786	68.1	30,078	65.6
合計	44,620	100.0	43,738	100.0	45,800	100.0

表4 近年の血液製剤等供給状況

年度 区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度 目標
		全血	0	0	0	0	0
供給製剤 (単位)	赤血球	42,873	42,879	44,670	45,859	45,207	46,000
	血漿 (旧換算)	14,445 (21,255)	12,071 (17,868)	15,486 (22,724)	13,617 (19,930)	14,105 (20,956)	14,000 (20,285)
	血小板	75,606	76,135	67,470	73,360	81,065	77,000
	計 (旧換算)	132,924 (139,704)	131,085 (136,882)	127,626 (134,864)	132,836 (139,149)	140,377 (147,228)	137,000 (143,285)
	原料血漿 (㍉)	11,126	12,679	12,525	12,621	12,088	12,521

(注) ( ) は、旧単位換算による単位数。

血漿製剤については、平成29年度より、単位数を新単位換算により計算している。